

県制度融資の借換え

(借換資金・小規模事業資金の借換制度)

この資金の特徴

- ☑ 新規の運転資金を追加しつつ、**県制度融資の既存の借入金を借り換える**ことができます。
- ☑ 小規模事業資金の借換制度には、経営革新計画承認企業への優遇措置*1があります。

次のような方におススメです

- 県制度融資の毎月の返済負担を軽減させたい。
- 新規の運転資金を追加したいが、毎月の返済額は増やしたくない。

融資条件

*1 経営革新計画企業特例について

- 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の小規模企業者の方には、通常より0.1%低い融資利率で「小規模事業資金の借換制度」をご利用いただける特例制度を設けています。
- 特例を利用するためには、経営革新計画に係る承認書の写しを添付のうえ、「小規模事業資金の借換制度」をお申込みください。

融資名	借換資金	小規模事業資金の借換制度
借換えの対象となる資金	県制度融資のうち借換対象資金 ^(*2)	小規模事業資金(県制度融資)
	融資実行日から1年以上経過している資金に限ります	
限度額	1億円	2,000万円
	既往借入金、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の範囲内	
利率	5年超10年以内	年1.6%以内 年1.5%以内 年1.4%以内 令和6年4月1日現在の利率です。(固定金利)
	3年超5年以内	
	1年超3年以内	
	取扱金融機関の所定利率 (変動金利も可)	経営革新企業特例(*1)の適用時 年1.5%以内 年1.4%以内 年1.3%以内
期間・償還方法	1年超10年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還	1年超7年以内 据置6か月以内 元金均等月賦償還
担保	取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	不要
保証人	個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要	個人:不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証	付する(保証料 年0.45%~1.64%以内) (セーフティネット保証・危機関連保証利用の場合 年0.80%以内 ^(*3))	付する(保証料 年0.50%~1.76%以内) (特別小口保険利用の個人 年0.80%以内)
	事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる(特別小口保険利用の個人の場合を除く。)	

*2 借換対象資金(信用保証付きに限る。)

事業資金(短期貸付を除く)、小規模事業資金(借換制度によるものを含む。ただし借換制度により再借換えしたものは除く。)、起業家育成資金、女性・若者経営者支援資金(旧女性経営者支援資金)、設備投資促進資金(旧企業成長サポート資金、旧企業成長設備資金)、産業創造資金(エネルギー対策強化融資、経営革新計画促進融資、事業承継資金、産業立地資金を含む)、経営安定資金、伴走支援型経営改善資金、経営あんしん資金、魅力ある産業づくり資金、経営支援特別融資、スーパーサポート資金、責空再生低公害車導入資金、新型コロナウイルス感染症対応資金(太宗の資金は、廃止資金のため新規の貸付は行っていません。)。借換資金又は緊急借換資金は再借換えが可能。

*3 セーフティネット保証1~4・6号・危機関連保証:年0.80%以内、5・7・8号:年0.68%以内

資金使途

運転資金のみ

融資実行日から1年以上経過している借換対象資金又は小規模事業資金の借換えに要する資金及び必要に応じた新規運転資金(複数の借入れを一本化する場合にあっては、これに加えて、融資実行日から1年を経過していない借換対象資金又は小規模事業資金を含めることができます。)。ただし、納税に充てる資金、転貸資金等は融資対象になりません。

融資対象者

借換資金(小規模事業資金の借換制度)は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。

1 資金毎に定めている条件を全て満たしている。

借換資金	小規模事業資金の借換制度
信用保証協会の保証残高が、保証限度額を超えない。	ア 小規模企業者(個人、会社、組合等)である。 イ 既存の信用保証協会の保証付き融資の残高(根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と借換制度の利用に係る申込金額のうち新規運転資金及び借換え時に支払う信用保証料相当額の合計額が 2,000万円以内 である。

2 申込み時において、融資実行日から1年以上経過している借換対象資金(表面※2)の融資残高があり、かつ、その資金が**2回借り換えられていない**。

3 借換資金の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある。

なお、借換資金、緊急借換資金又は借換制度利用後の小規模事業資金を借り換える場合は、**借換え前と比べて毎月の元金返済額が軽減されることが必要**です。

4 信用保証対象業種[一般にいう商工業者のほとんどが対象となりますが、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。]を営んでいる。

5 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

6 事業税等を滞納していない。

7 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
本資金の利用に係る必要書類	・事業計画書(様式6) ・セーフティネットの認定書(経営安定関連保証を利用の場合) ・危機関連保証の認定書(危機関連保証を利用の場合)
【「小規模事業資金の借換制度」で経営革新企業の特例の適用を受ける場合】	・経営革新計画に係る承認書の写し
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』」等に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取扱金融機関

既往借入金と同一の取扱金融機関

融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- ・中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会



詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。 [埼玉県制度融資](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)で検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>